

令和8年度 貯金者データ整備の基本方針

令和8年3月25日

令和8年度 貯金者データ整備の基本方針

I. 目標

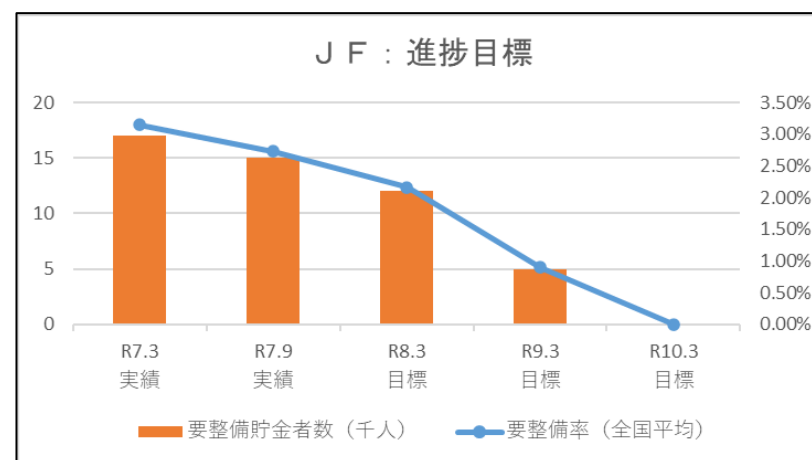
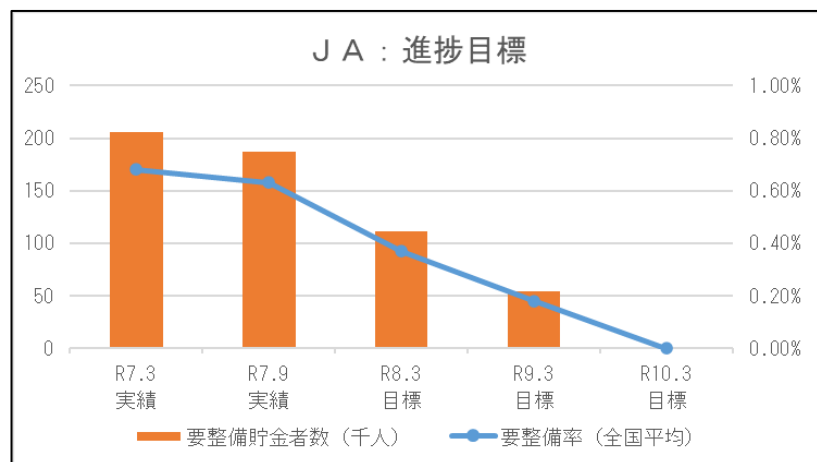
1. 到達目標（令和9年度末）

令和9年度末までに、

- 他業態と比較して遜色のないレベルである、要整備率ゼロを達成。
- その際に、機構・システム上部機関及び行政庁が連携して、一体的に整備を指導。

2. 令和8年度の目標

- 農協系統 8年度末の平均要整備率を0.18%まで削減
- 漁協系統 // を0.90%まで削減



Ⅱ. 8年度の重点項目

1. 「重点取組」の着実な実施

(1) 取組の目標

- 「優先検証パターン」を示しつつ、整備が遅れた県域等でも説明会を開催するなど、きめ細かいデータ整備指導を実施することにより、データ整備を推進。

(2) 具体的内容

- 全国説明会では、作業手順が見える化し、少ない手数で検証が可能な「優先検証パターン」の指導を徹底。
- 要検証件数の多い県域等での説明会では、当該地域の整備状況の分析結果を踏まえた具体的な課題解消方法を助言。
- 当該県域等の中で、特に整備の遅れた組合に対し、立入検査・資料徴求を実施し、実態を踏まえて助言。

【立入検査】 最も整備が遅れた組合を対象に、取組態勢・整備状況を実査し、現地指導

【資料徴求】 立入検査対象組合に次ぐ組合を対象に、整備状況を実査し、個別指導

令和8年度 貯金者データ整備の基本方針

2. 「重点取組」の加速化

(1) 取組の目標

- 7年度から実施している「重点取組」について、要整備率ゼロを目指して加速化。

(2) 具体的内容

① 不備事例の改善ポイントの全国展開

- 全国・県域等説明会、立入検査・資料徴求を通じて把握した不備事例の改善ポイントを取りまとめ。
- 説明会やホームページを活用して周知。

② ①に併せて「優先検証パターン」のアップデートにも取り組む。

3. 要整備指標の一本化

(1) 取組の目標

- 8年3月に配布した新たなシステム（貯金者データ検証支援システム）を組合に普及・浸透。

(2) 具体的内容

- 新たなシステムの操作手順マニュアル等の作成・配布。
- 新たなシステムの検証結果に基づく、貯金者データ整備の方法を全国説明会等で説明。

4. 関係機関（行政庁・系統指導機関）との連携強化

（1）取組の目標

- 要整備率ゼロの状態を実現するため、行政庁、系統指導機関、貯金保険機構が歩調を合わせて組合の指導を実施。

（2）具体的内容

- 都道府県、農漁協系統指導機関に対し、連携して組合に指導するよう働きかけ。
 - ① 組合の取組状況の進捗管理・指導をすること。
 - ② 県域等説明会で配布した店舗別アドバイスや当該県域等の特徴に応じた解決策等を参考に、組合を指導すること。
 - ③ 貯金者データ整備と犯収法の取引時確認の資料は共通していることから、資料徴求を徹底すること。
 - ④ 法人格のない団体など、実態等が十分確認できない貯金者の口座開設・維持を抑制すること。
 - ⑤ 定期的なヒアリング、常例検査を活用して組合の取組状況等を確認・指導すること。

参考 1

県域等における今後の進め方

貯金者データ整備全国説明会（行政
庁向け・系統指導機関向け）（令和
7年11月、12月）資料より作成



貯金保険機構

	貯金保険機構	県域等系統指導機関	都道府県
全県域等	<ul style="list-style-type: none"> ○「優先検証パターン取組状況 <u>チェックリスト</u>」の提示 ○優先検証パターンに関する <u>問合せ</u> 対応 ○<u>不備事例</u>の全国展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○組合の <u>取組状況</u> (組合の自己チェック)の <u>進捗管理・指導</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>ヒアリング、常例検査等</u>により、組合の <u>取組状況</u> (組合の自己チェック)を <u>確認・指導</u>
うち、整備の遅れた県域等	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>県域等説明会</u>の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○県域等説明会への参加 	
うち、特に整備の遅れた組合	<p>【<u>立入検査</u> (貯金保険法117条)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優先検証パターンの <u>取組状況</u> ○貯金者データ <u>検証</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記の結果に係る不備事例の <u>改善指導</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○組合からの <u>改善状況報告</u> (農協法93条/水協法122条)、<u>ヒアリング</u>等による <u>確認・指導</u>
	<p>【<u>資料徴求</u> (貯金保険法37条)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優先検証パターンの <u>取組状況</u> ○貯金者データ <u>検証</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ○<u>ヒアリング</u>等による <u>確認・指導</u>

* 立入検査と資料徴求は、併用する場合あり

参考 2 都道府県・系統指導機関への働きかけ

貯金者データ整備全国説明会（行政
庁向け・系統指導機関向け）（令和
7年11月、12月）資料より作成



貯金保険機構

✓ 貯金者データの確認と犯収法の取引時確認は、目的は違えど、資料※は共通。

⇒資料徴求の徹底を指導願います。

- ※ 個人 : 運転免許証や個人番号カード
- 法人 : 登記事項証明書
- 法人格のない団体 : 規約など

✓ 法人格のない団体などで、その実態等が十分確認できない貯金者の口座は、金融犯罪のリスクが高い。

⇒このような貯金者の口座のうち、口座開設に当たっての要件を満たさない先に関しては、開設・維持しないよう指導願います。